

鋼船規則 A 編, I 編及び安全設備規則並びに関連検査要領における改正点の解説 (小型船舶等への極海コードの適用)

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている鋼船規則 A 編, I 編及び安全設備規則並びに関連検査要領中, 小型船舶等への極海コードの適用に関する事項について, その内容を解説する。なお, 本改正は 2026 年 1 月 1 日から施行 (ただし, 施行日前に起工又は同等段階にある船舶については, 2027 年 1 月 1 日から適用) される。

2. 改正の背景

極海を航行する船舶に関する国際規則 (極海コード) は, 極海を航行する SOLAS 条約適用船に対して適用されていた。しかしながら, 近年, SOLAS 条約が適用されない漁船や小型船舶が極海を航行するケースが増加しており, また, その事故例も報告されている。このため, IMO では, SOLAS 条約の対象となっていない小型船舶等についても, 極海での航行の安全性を高める必要性を検討した。その結果, 2023 年 5 月に開催された IMO 第 107 回海上安全委員会 (MSC107) において, 小型船舶等に対して極海コードの一部を適用すべく, SOLAS 条約第 XIV 章の改正が, 決議 MSC.532(107)として採択された。

併せて, 当該小型船舶等に適用する, 航行の安全に関する要件を新たに規定すべく, 極海コードの改正が, 決議 MSC.538(107)として採択された。

このため, 決議 MSC.532(107)及び 538(107)に基づき, 関連規定を改めた。また, 当該要件に適合する小型船舶等については, 船級符号にその旨を付記するよう規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 鋼船規則 I 編 1 章 1.1.1-4.並びに日本籍船舶用の安全設備規則 6 編 1 章 1.1.1-3.及び 4 章, 安全設備規則検査要領 1 編 1 章 1.1.1-1.並びに外国籍船舶用の安全設備規則 3 章 3.1.2-2.において, 極海を航行する次の(a)から(c)に掲げる船舶に対して, 極海コード I-A 部 9-1 章が適用される旨規定した。
 - (a) 全長 24 メートル以上の漁船
 - (b) 総トン数 300 トン以上の貿易に従事しないプレジャーヨット
 - (c) 総トン数 300 トン以上 500 トン未満の貨物船上記の対象船については, 航行及び通信のために要求されるアンテナへの着氷を防ぐ措置を講じること等が要求されるが, 一部の船舶においては, 主管庁が適当と認める場合には, 関連要件の一部又は全部を適用する必要はない。なお, 従前から極海域運航手順書は, 主管庁が特別に指示する場合 (例: 日本籍船舶) を除き, 原則として承認は不要であり, 今回の規則改正の対象となる上記(a)から(c)に掲げる船舶についても同様である。
- (2) 鋼船規則 A 編 1.2.5-3.において, 前(1)の規定に適合する船舶について, 船級符号に Polar Code for Ships Other than Those Certified in accordance with SOLAS Chapter I (略号: PC O) を付記するよう規定した。
- (3) 鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3-3.(22)において, 2026 年 1 月 1 日より前に起工される対象船舶については, 2027 年 1 月 1 日までに規定に適合していることを, 検査により確認を受ける旨規定した。